

資料編

※行政改革大綱推進委員会へ提出した資料等より

(1) 行政改革推進委員会設置条例

平成7年9月29日

条例第15号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した来るべき地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、御嵩町行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、行政改革大綱等御嵩町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、行政改革の推進につき必要な助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する住民のうちから町長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務合理化を担当する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 行政改革推進委員会の答申

平成 28 年 3 月 28 日

御嵩町長 渡邊公夫 様

御嵩町行政改革推進委員会
会長 鍵谷 幸男

第六次御嵩町行政改革大綱（案）について（答申）

本町を取り巻く社会情勢は刻々と変化し、特に人口減少、超高齢化社会の進行は急速に進んでおり、これらの対応策を含めて行政が抱える課題は膨張する一方であります。

こうした状況を踏まえ、長期的に将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めていくためには、行財政基盤を強化して、質の高い町政を実現していくことが求められます。

今回の答申は、第六次行政改革大綱の策定に向けての諮問を受け、これまで5回の会議を開催し、委嘱された11人の委員が熱心な審議を行い、提出に至ったものです。

「つながる・あふれる・輝くまち」の実現を期待するとともに、この答申を踏まえて、町民のご理解・ご協力のもとに、町と町民が一体となって早期に積極的な行政改革に取り組み、それぞれの改革が速やかに実現していくことを願ひまして委員会からの答申いたします。

1. はじめに

御嵩町の現状として、人口減少、少子高齢化が国を上回るペースで進行していること、また公共施設やインフラの更新の課題、財源の見通しが今後も厳しい状況にあることを認識しました。

このような状況において、第六次行政改革大綱の策定にあたっては、町民が行政に参画するとともに、行政の透明性を高め、「参加のまちづくり」から「協働のまちづくり」へとステップアップを図る必要があることから、「町民とともに行政改革を進める」ことを基本の方針とし、1. 町民ニーズに対応した柔軟な行政運営、2. 自立を目指す財政運営の2つを改革の大きな柱として検討を進めてきました。

2. 意見

行政改革推進委員会において、さまざまな意見が出る中で、第六次行政改革大綱の案が策定されたところですが、今後、行政改革を推進していくうえで町に求める姿勢、また共に町政に参画していく町民としての認識等について、以下のとおり意見をまとめました。

- (1) 行政経営の公正と透明性を確保するために、職員一人ひとりがそれぞれの職務・職責を十分に果たし、行政手続きの適正な運営や、政策決定過程、施策の評価について積極的に町民参加を進められたい。
- (2) 行政改革を進めるにあたり、町民との情報共有は必要不可欠なものである。行政情報、生活情報のみならず、財政状況や町の現状、課題を常日頃から広く町民と共有し、町民に十分課題を認識してもらうことが重要であり、積極的に情報公開に努められたい。
- (3) 限られた財源の中で、最小の経費で最大の効果を上げるため、時代や行政環境の変化に対応できる能力と意欲のある職員の育成とともに、効果的な行政サービスの提供や円滑に事務事業を推進できる組織体制づくりに取り組まれたい。
- (4) ますます厳しくなる経済環境に対応しながら、町民のニーズを踏まえた施策・事業を実施するために、事業の効果を検証し、不断の見直しを行うとともに、事務の遂行にあたっては、民間活用など、より効率的・効果的な方法となるよう常に工夫・改善に努められたい。

3. おわりに

第六次行政改革大綱の推進にあたっては、本答申の主旨を十分認識いただき、町民の信頼と期待に沿って、持続的なまちづくりに向けた取組とされるよう要望いたします。

(3) 行政改革推進委員会名簿

■委員（11名 五十音順）

※◎…会長、○…副会長

役職	所属団体	氏名
会長	御嵩町農業委員会	鍵谷 幸男
副会長	みたけ地域活性化委員会	三澤 照一
委員	青少年育成町民会議評議員	奥村 啓子
委員	御嵩町婦人の会	斉藤 貞子
委員	御嵩町商工会青年部	田中 泰治
委員	御嵩町観光協会	田中 尚夫
委員	金融協会（十六銀行）	谷口 清治
委員	名城大学教授	昇 秀樹
委員	御嵩町婦人の会	日比野 京子
委員	みたけ華ずしの会	堀田 照子
委員	一般社団法人 みたけスポーツ・文化倶楽部	松浪 保夫

(敬称略)

(4) 行政改革推進委員会経過

	開催日	内容
第1回	平成26年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・会長、副会長の選任 ・議題等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第五次行政改革大綱の概要について (2) 平成26年度上半期の実績について (3) 第六次行政改革大綱について
第2回	平成27年3月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 統計からみた御嵩町の現状について (2) 都市間比較について (3) 第六次行政改革大綱にむけて (4) 意見交換
第3回	平成27年6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度実績報告について (2) 第六次行政改革大綱の構成の検討 (3) 意見交換
第4回	平成27年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度上半期の実績について (2) 第六次行政改革大綱（案）について (3) 御嵩町の地方創生について (4) 意見交換
第5回	平成28年2月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第六次行政改革大綱（案）について (2) 答申（案）について (3) 第五次総合計画スタートアップフォーラムについて

2

行政改革推進委員会でいただいた意見概要

※第3回行政改革推進委員会資料をもとに整理

柔軟な事務運営

- 普通の住民の方でも分かる行政文書・計画の文書にしていく必要がある。
- 住民への連絡は、可能な場合はメールを活用して、郵送の経費を節減。
- 縦割りの解消。同じような取組（健康づくりのウォークなど）は、所管の課を超えて、融通を効かせて一緒に行う。

民間委託の推進

- 指定管理者は適切な指定管理料が必要。
- 請負で発注できる業務があれば嘱託よりも経費が安くなる。

公共施設のあり方

- 住民が使いやすいように柔軟に施設設置条例等を改正すべき。
- 民間委託のあり方についても公共施設のあり方の中で踏み込むべき。
- 年少人口は減少するため、小中学校の統合も視野に入れる必要がある。
- 地域の魅力を高める視点でも道路なども含めて公共施設マネジメントを行う。

住民との情報共有

- 各種団体の催しについて別の日程で行うような調整が必要。
- 各種団体、公民館等の催しの情報を集め、発信する工夫が必要。

行政の透明性向上

- 住民意見に対して適切な意見であればスピーディーに対応することが信頼を得ることになる。
- 物事を決めるプロセスにおいて住民参加を得て、結論に納得をしてもらうことが必要。行財政改革も住民をきちんと巻き込むことが必要
- 住民の要望に対してきちんと説明して処理していく手続きが重要（T A P E : Transparency (透明性)、Accountability (説明 責任)、Participation (参画)、Equity (公平性) 公平に扱う)。
- 物事を決める時、住民と一緒に決める。

協働、PPP

- キーワードは協働、パートナーシップであり、行政と住民が意見交換して、決めたら一致して進めていくPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）が必要。
- 2025年になると生産年齢人口が減少、消費税は上がる。⇒住民との共創・協働が大事。きれい事ではなく、それをやっていかないと行政はもたない。

定員管理、職員の資質向上

- 必要な人員について嘱託を含めて、もう一度見直す。（現在の職員約300人でうち半数が嘱託）
- 職員の質が重要。研修で学んだことを共有していくべき。
- 行事などで職員が事故を起こさないようにモラルを徹底（産業祭で発生した事故）。モラルの問題。

人口対策・地域振興など⇒主として総合計画、地方創生へ

（空き家対策・活用）

- 空き家が増加している。高齢者独居、高齢夫婦も増加。定年後農業をやりたい人に農地の借り方などを教えるようにして引き付ける。
- 空き家の活用を検討する必要がある。

○空き家を有効活用して、インターネットでもPRして、若者・夫婦の定住促進を図る。

(婚活の推進)

- 独身者が縁をつなぐ場が必要。婚活を町などが行うべき。
- 独身者が結婚しやすいように経済的支援を行う。

(子育て環境の充実)

- 若夫婦がとどまる教育などの環境づくりが必要。
- 子育て環境が整ってきたので、より充実して若い人に住んでもらう。
- 教育環境を選択するためによそへ移るケースがある。

(人口減少対策)

- いかに生産年齢人口を確保していくのかが課題。
- 人口を増やすのは無理であり、活力を高める必要がある。
- 人口減少に応じて行政の仕事も縮小することになり、住民にできないことについて理解を得る。

(高齢化対策)

- 2025年には団塊の世代が全て75歳以上になること、放っておいたら財政赤字になることを見据えてどうやっていくのか。
- 後期高齢者が増加する2025年を凌いでいく。

(定住対策)

- 工業団地の従業員に町内に住んでもらう。

(産業振興)

- 雇用の創出などについて、土岐市などにも目を向けて良い方策を検討する。
- 農業は食料事情、日本の文化を守る観点から重要。
- 第3工業団地を開発することを検討すべき。
- 財政の立て直しのためには観光が効果的。
- アウトレットに来る人を呼び込む工夫を。
- 交流人口はにぎわいを創出するための最たる手段である。
- 外国人観光客に来てもらう工夫を。
- 中山道ウォークは開催日程を固定して参加しやすいように。

(住宅地としてのPR)

- 亜炭鉱廃坑跡のイメージがあるので、安全な所については積極的にPRを。
- 住宅は伏見の真ん中から東の地域は増えていない。

(開発)

- イオンがインター周辺に進出する可能性があり、顔戸でも活用すべき。

(名鉄の利用促進)

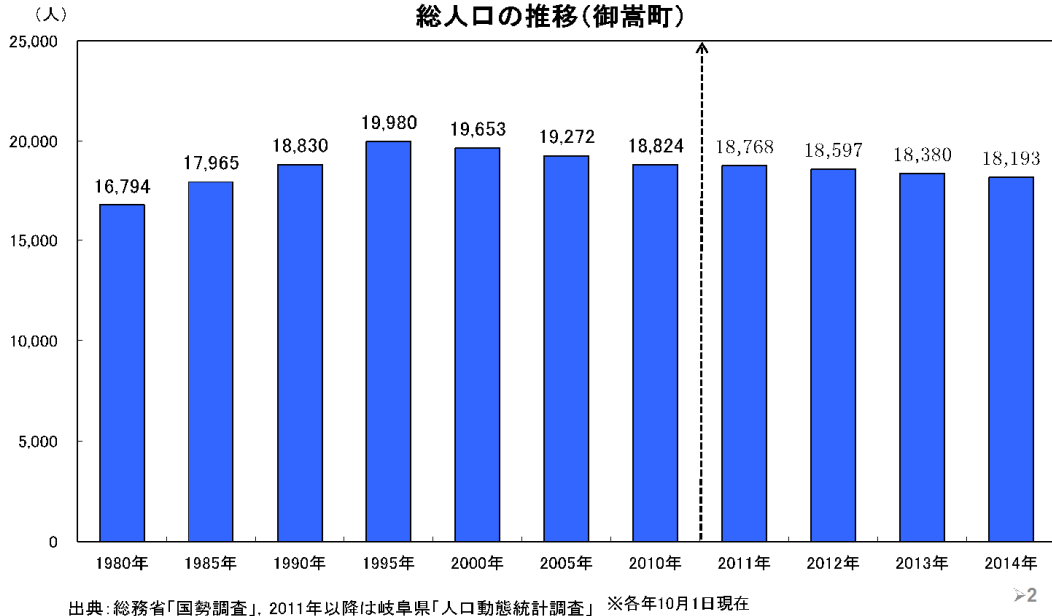
- イオンの進出を活かして駅の増設やコミュニティバスの運行により名鉄の乗降客を確保する。
- 名鉄の存続は人口維持のための死活問題であり、駅周辺をパークアンドライドがよりしやすくするべき。町として広見線を何が何でも残すことを名鉄や町民に示すべき。

①御嵩町の人口の推移

御嵩町の人口は減少が続いている

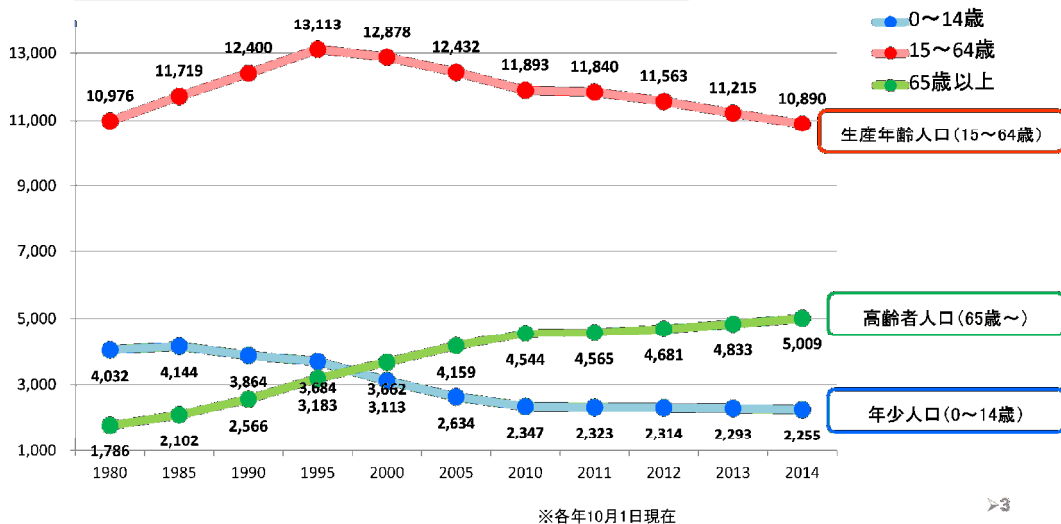
1995年：19,980人 → 2010年：18,824人（ Δ 1,156人）

15年間で1,156人の減少（人口の約6%）



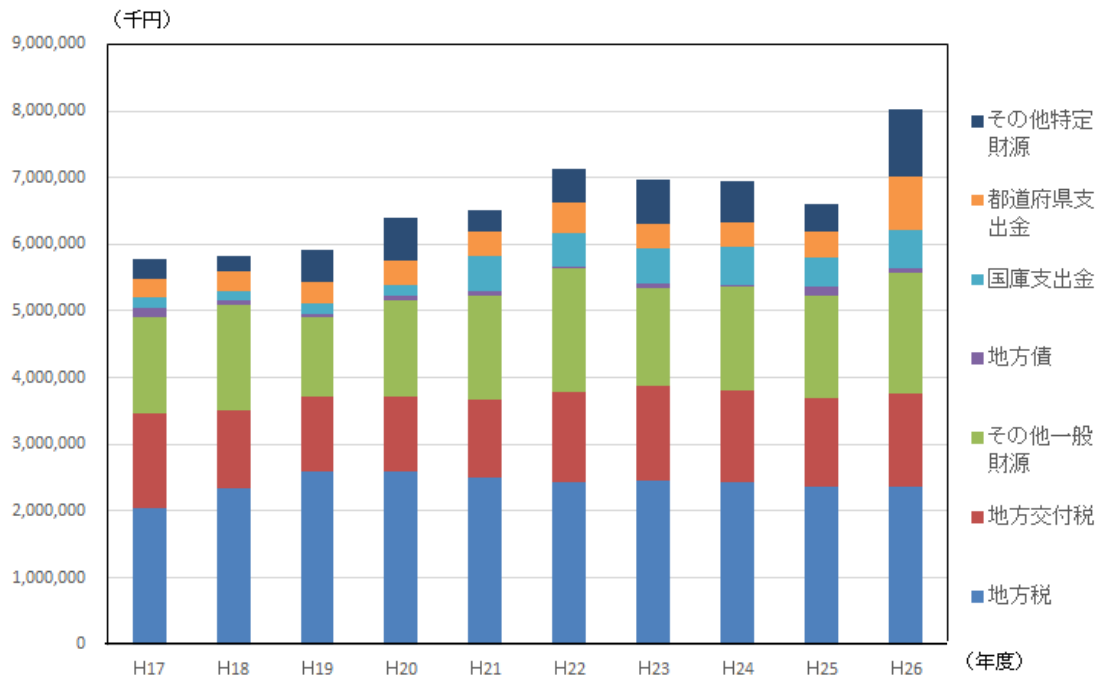
0～14歳の子どもが減る一方、65歳以上の高齢者が増加。
15～64歳人口は2000年頃から減少が続いている。

	1995年	2014年	増減数
0～14歳	3,684人	2,255人	▲1,429人
15～64歳	13,113人	10,890人	▲2,223人
65歳～	3,183人	5,009人	▲1,826人

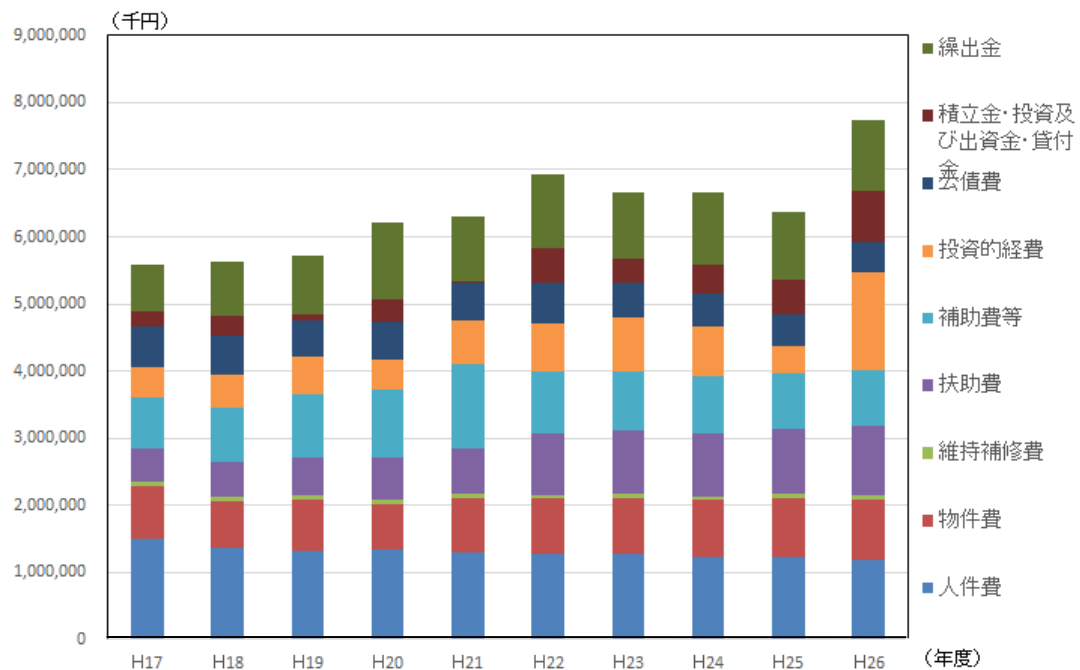


②歳入・歳出の推移

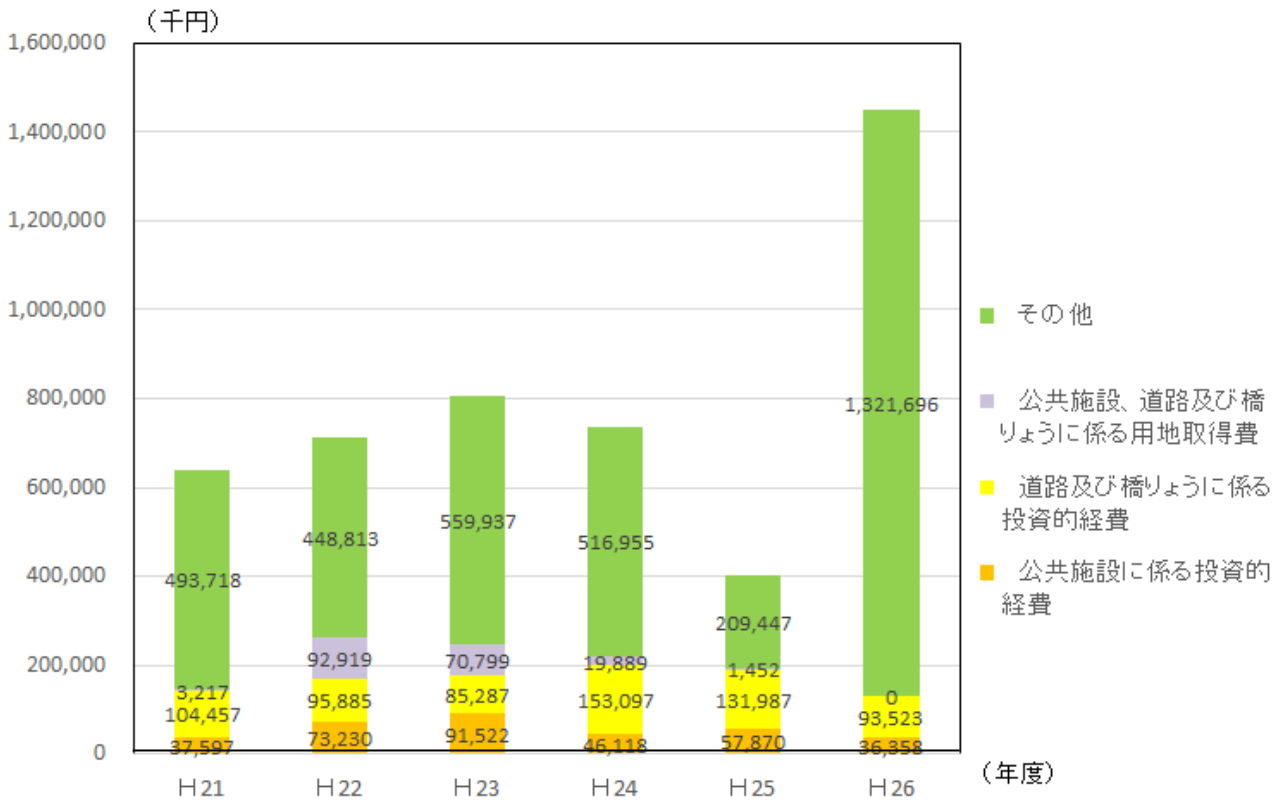
一般会計 歳入の推移（普通会計決算）



一般会計 歳出の推移（普通会計決算）

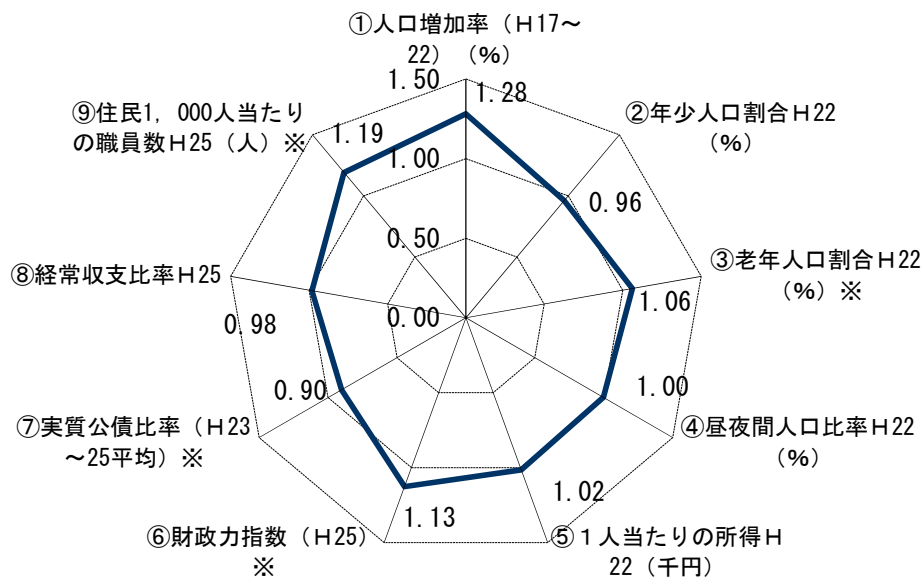


投資的経費の推移（H21～26 一般会計決算より）



※投資的経費は普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費などを含んでいます。

③人口・財政関連指標の都市間比較



(注) 可茂地域内より御嵩町に位置的に近い7市町（美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町）と御嵩町に隣接する2市（瑞浪市、土岐市）。

1.00が比較都市平均値であり、それより高いと良い位置である。ただし、※印は、数値が低い程良い評価の項目は逆数で示しているが、評価の判断が難しい指標もある。

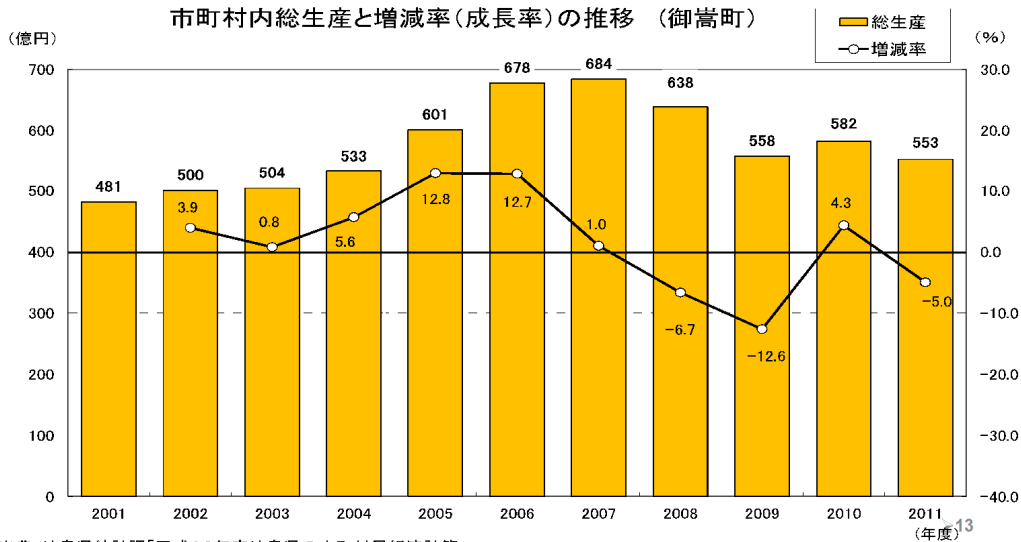
(資料) 人口・財政指標：①②③④国勢調査／⑤市町村経済計算／⑥⑦⑧岐阜県「市町村の財政」／⑨総務省「地方公共団体定員管理調査」

①総生産と推移

御嵩町の総生産は553億円

1人当たり市町村民所得は2,626千円

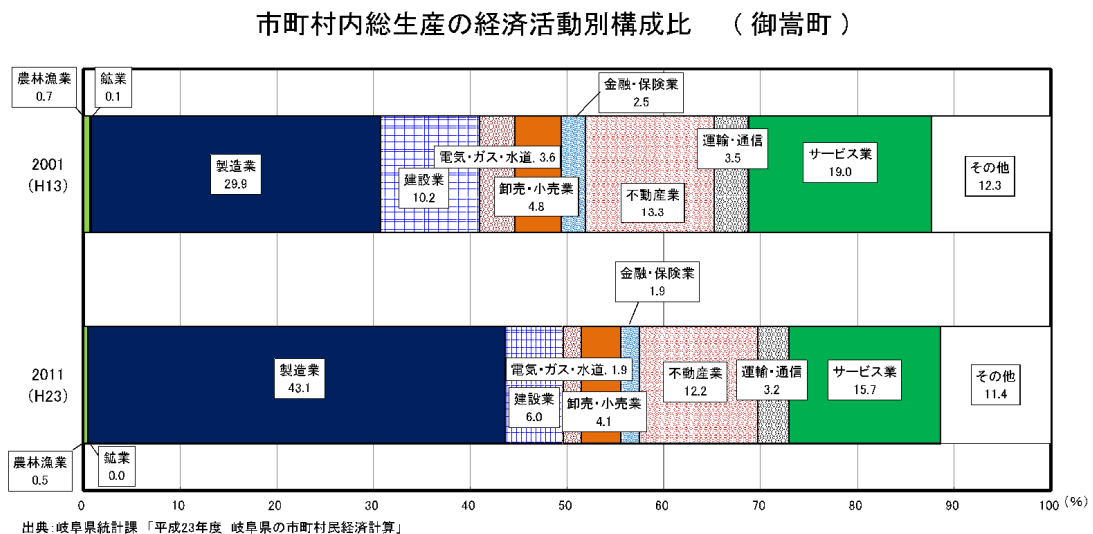
総生産は県（名目71,236億円）の0.8%、岐阜県内30位
 1人当たり市町村民所得は県（2,657千円）の98.9%、県内16位
 ※1人当たり所得には企業所得等を含み、市町村全体の経済水準を示すもの



②総生産と経済活動別構成

第2次産業が49%、第3次産業が50%を占める産業構造

製造業、サービス業の割合が高い



注：(1)「不動産業」には、持ち家の帰属家賃を含んでいる。
 (2)「運輸・通信」は、H13は「運輸・通信業」、H23は「運輸業」と「情報通信業」の合計。
 (3)「その他」は、政府サービス生産者と、対家計民間非営利サービス生産者の合計。なお、輸入品に課される税・関税等も含めている。

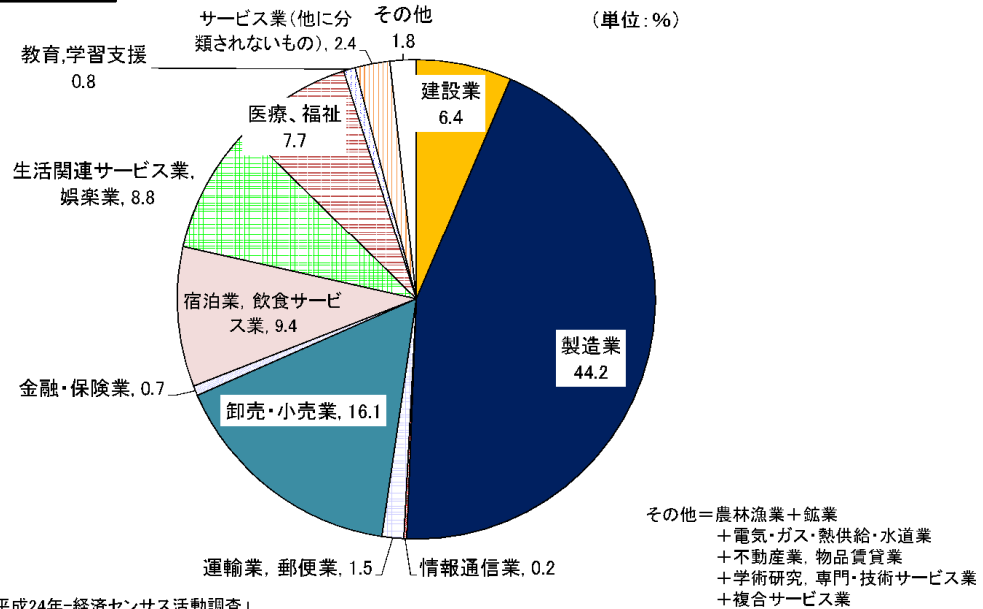
>14

③産業別従業者数

産業別の従業者数は、製造業が44.2%と最も多くを占める。次いで卸売・小売業が16.1%と多い。

H24(2012)

産業別従業者数の構成比(御嵩町)



出典: 総務省「平成24年-経済センサス活動調査」
 注) 事業内容等が不詳の事業所を除く。公務を除く。

第六次御嵩町行政改革大綱

平成28年度～平成32年度

策定年月日 平成28年3月31日

編集発行 御嵩町総務部企画課企画調整係

電話 0574-67-2111

FAX 0574-67-1999

メール tyosei@town.mitake.lg.jp